

令和5年度 第1回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年7月24日(月)午後2時15分から午後5時20分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 13名 松元会長 吉澤会長代理 青木委員 佐々木委員 戸部委員
水島委員 中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員
掛川委員 佐藤委員 長阪委員
- ・群馬県 2名 蚕糸園芸課 地域特産主監 齊藤昭紀
水産試験場 場長 小西浩司
- ・事務局 3名 事務局長(水産係長) 神澤裕平
書記(水産係主任) 渡辺峻、(水産係主事) 下境裕貴
- ・傍聴者 なし

4 開会

(事務局長)

- ・委員13名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和5年度第1回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・群馬県蚕糸園芸課 齊藤地域特産主監

6 議事

(松元会長)

- ・本日の議事録署名人は、掛川委員と松田委員にお願いしたい。
- ・議題1「埼玉県第五種共同漁業の内水面漁場計画(案)のうち共第9号について」の答申を行う。何か意見や質問等あるか。

(委員)

- ・意見・質問なし。

(松元会長)

- ・原案どおり「支障なし」と答申することでよいか。賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・賛成多数により、「諮問どおりで支障なし」としたい。
- ・続いて議題2「群馬県第五種共同漁業権の免許について」である。内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料2「群馬県第五種共同漁業権の免許について」説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(委員)

- ・意見・質問なし。

(松元会長)

- ・意見が無いようなので採決に移りたい。
- ・採決は、共第1号から順に1つずつ行う。なお、水島委員は共第5号、青木委員は共第16号、中島委員は共第9号と10号においては関係者であるため審議に加わらないようお願いしたい。
- ・それでは、共第1号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第2号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第3号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第4号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第5号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(水島委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・共第6号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第7号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第8号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第9号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(中島委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・共第10号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(中島委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・共第 11 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第 12 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第 13 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第 14 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第 15 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・共第 16 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(青木委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・共第 17 号について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・それでは、全ての漁場について全員賛成により「諮問どおり支障なし」とする。事務局は手続きを願いたい。
- ・続いて議題 3 「群馬県第五種共同漁業権の遊漁規則」についてである。
- ・これは、漁業権の切替に伴い、現行の遊漁規則が廃止となるため、各漁業協同組合(以下「漁協」とする。)は新たな遊漁規則の認可申請が県にあった。そのため、遊漁規則を認可するために漁業法に基づき、本委員会に県から諮問があった。
- ・今回は、漁業権の切替えを機に、県が遊漁規則の全体的な見直しを図り、漁協に指導したとのことなので、まずは全体的な見直し内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料 3 「第五種区画漁業権の遊漁規則について」説明を行う。

(松元会長)

- ・まず、全体の変更点に関する説明について、何か意見や質問等はあるか。

(吉澤会長代理)

- ・今回遊漁規則について細かく変更されており、漁協は大変な部分もあったと思うが、変更について説明会などを設けることはあったのか。

(事務局)

- ・昨年6月に説明会を開催し、組合長や事務担当者に説明を行った。また、細かい変更点が多いので、県で変更点を各漁協の遊漁規則に反映した作業用データを配布し、漁協の行う作業が極力少なくなるよう配慮した。

(吉澤会長代理)

- ・漁協から例えば、そんなに細かく変更したら困るとか、やり方がよく分からない等の話はなかったのか。

(事務局)

- ・特にはなかった。漁協からは、労力が増えるので大変だ、という声はあったが、変更反対されることはなかった。

(吉澤会長代理)

- ・漁協は少ない人数で対応しているので、負担になっていないか懸念した。

(事務局)

- ・作業の負担は増えたと思うが、10年に1度の切り替えだったので、各漁協も現状を整理する良い機会であったと思う。また、県からは昨年6月の時点で遊漁規則の変更についてもあらかじめ漁協に周知していたため、作業の準備はできていたと考える。

(掛川委員)

- ・オンラインシステムの導入は、高齢者の割合が高い漁協にとっては不慣れではないのか。初期設定など、上手に対応することができるのか。

(佐藤委員)

- ・導入する際は、企業側が漁協に丁寧に説明してくれる。ただ、クレジット情報の登録などの支払設定が難しい箇所はあると思う。

(掛川委員)

- ・17漁協のうち、9漁協しか導入していないので、難しいのではと思った。

(事務局)

- ・現状だと9漁協が導入しているが、今年は2漁協が導入予定である。

(佐藤委員)

- ・全国的に電子遊漁券の導入が進んでいる。世の中に浸透していくと思う。

(小西場長)

- ・マイナンバーカードのように、強制的に導入するというものではない。

(佐藤委員)

- ・水産庁も導入を推奨しているという立場。何年後には浸透していくと思う。

(水島委員)

- ・正直、年配者は操作が難しいと思う。50代から60代は利用する方が多い。

(掛川委員)

- ・遊漁者はオンラインの操作に慣れている方が多いと思うが、導入した漁協は不慣れなシステムを使わないといけないので、苦労すると思う。

(佐藤委員)

- ・個人差があるので、一概には言えないが、今後は遊漁券購時入や漁協が釣り場の管理を行う場面では役立つと思われる。

(水島委員)

- ・遊漁券の購入履歴が分かるのは良い。今後は、放流計画にも役に立つと思う。

(中島委員)

- ・漁協の立場で話すと、現場（監視）での利用が難しいのは事実。事務局で購入履歴等は見られるが、事務所のアカウントでログインしなければいけない。個人情報保護の観点から、漁場監視員にそのアカウントを共有し、購入履歴画面も共有することはできない。
- ・現状は、オンラインシステムと従来の紙の遊漁券を使用している遊漁者が混在していることから、オンラインシステムの遊漁券であっても監視員に提示する必要があるため、遊漁者にも協力してもらう必要がある。また、漁協はこのことをホームページ等で積極的に周知する必要がある。

(松元会長)

- ・釣り人が遊漁する際には、電子遊漁券の導入は利便性があると考えられるが、一部で課題や問題点もあると思われる。今後は、一つずつ対応していく必要がある。
- ・審議に戻るが、遊漁規則の全体の変更点としては、説明どおりで問題ないか。

(委員)

- ・意見なし。

(松元会長)

- ・他に意見が無いようなので、申請のあった遊漁規則を漁協毎に事務局から説明願いたい。なお、採決は事務局からの説明があり、委員からの質問や意見終了後に1つずつ審議したいと思う。また、第2号議案と同様に出席委員が関係者となる規則の審議については、発言を控えていただき、採決も参加しないよう願いたい。
- ・それでは利根漁協の遊漁規則について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・利根漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、阪東漁協の遊漁規則について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・阪東漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(掛川委員)

- ・特設釣り場でキャッチアンドリリース（以下「C&R」とする。）が途中で解除される理由はなにか。

(事務局)

- ・遊漁者のニーズとして、釣る行為自体を楽しみたい方と釣った後の魚を持ち帰りたい方の2通りいると考えられる。阪東漁協管内の遊漁者には、持ち帰りを希望している方が多いと聞いているので、両方の遊漁者の意向を尊重した結果である。

(掛川委員)

- ・C&R区間は、資源を保護するという意味で設定していると思っていた。今回の変更については、十分な水産資源量があるのでC&R区間を設けなくても大丈夫という意味ではないということか。

(事務局)

- ・本来の目的は資源保護である。阪東漁協も重要視しているが、管内遊漁者の需要を加味してC&R区間を途中で解除するという方法をとったとのこと。

(小西場長)

- ・対象魚種がニジマスということで増殖は必ず必要という訳ではない。

(松元会長)

- ・意見がないようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、群馬漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・群馬漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、東毛漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・東毛漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見がないようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、吾妻漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・吾妻漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、上州漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・上州漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(水島委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、烏川漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・烏川漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・挙手全員

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、南甘漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・南甘漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(掛川委員)

- ・竿釣りについて、1人につき2本であったのが、1本に変わった理由はなにか。

(事務局)

- ・現状では、竿2本で釣りをする遊漁者がいないからであると聞いている。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、上野村漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・上野村漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(掛川委員)

- ・特設釣り場の設置目的は何か。

(松元会長)

- ・今までは設けていなかったが、遊漁者のニーズに具体的に答える中で、遊漁者からより静かな環境で釣りがしたいという需要があったので、一部区間を特設釣り場として設けている。

(掛川委員)

- ・実際に上野村漁協管内の遊漁者から話があったのか。

(松元会長)

- ・C&R区間を設けた際に、多くの遊漁者が集まり過ぎてしまい、もう少し落ち着いて釣りがしたいという声が多く挙がったので、漁協としても特設釣り場を設けた。
- ・東京電力の工事で7年～8年間閉鎖されていた区間があり、その工事が終了する時期に併せて現在の特設釣り場を設けた。

(掛川委員)

- ・他の漁協でも特設釣り場があると思うが、静かな環境で釣りがしたいというので特設釣り場を設けているのか。

(佐藤委員)

- ・遊漁者にも様々なタイプがいる。釣れなくても良いので静かな環境で釣りたい人や、たくさん魚を釣りたい人がいる。そのような異なったニーズの遊漁者が、今までは同じ漁場で遊漁していたので、多々トラブルが起きていた。

(掛川委員)

- ・ニジマスだけを放流する釣り場もあるのか。

(佐藤委員)

- ・もちろんある。遊漁者のニーズに答えることや、釣り場の運営もあるので、特設釣り場を設けるなどして、対応している。

(掛川委員)

- ・特設釣り場は、遊漁者以外、例えば家族連れなどは入ってはいけないのか。

(松元会長)

- ・禁止にはできないので、遊漁者の迷惑にはならないようにと声掛けをしている。

- ・川は公共の用に供しているが、遊漁者以外の人が漁場に入ることによって釣り場の秩序を守ることができないということもある。頭の悩みどころでもある。

(掛川委員)

- ・自由に入ってはいけないとなると、川に親しむ機会が減ってしまうのは寂しい。

(松元会長)

- ・たしかにそのとおりだと思うので、憂慮はしているところである。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。

※赤石委員が諸事情により退出。

- ・それでは、神流川漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・神流川漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、両毛漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・両毛漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(吉澤委員)

- ・梅田湖はコイを釣る人はいないのか

(中島委員)

- ・いる

(吉澤会長代理)

- ・練り餌などは禁止にしているのか。

(中島委員)

- ・禁止にしている。梅田湖は飲料水としても使われているので、市によって禁止されている。桐生市と両毛漁協との協定でも禁止する旨を記載している。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(中島委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、邑楽漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・邑楽漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(水島委員)

- ・C&R区はバーブレスフックとしなくてよいのか。

(事務局)

- ・バーブレスフックでなくても構わないと邑楽漁協から話があった。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、近藤沼漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・近藤沼漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、日向漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・日向漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(吉澤会長代理)

- ・多々良沼では、全ての魚種を持ち帰ることが出来ないのか。

(事務局)

- ・ウナギは可能である。現行、コイ、フナを持ち帰る遊漁者はいないとのこと。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・賛成多数により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、城沼漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・城沼漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。

(掛川委員)

- ・ワカサギが遊漁対象魚種から削除された理由はなにか。

(事務局)

- ・漁場の水温が30℃を超えるようになり、ワカサギの増殖に適さなくなったためである。

(松元会長)

- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・それでは、赤城大沼漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・赤城大沼漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・(青木委員を除く) 全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・最後に、榛名湖漁協の遊漁規則について説明願いたい。

(事務局)

- ・榛名湖漁協の遊漁規則について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見や質問等あるか。
- ・意見が無いようなら採決に移りたい。本遊漁規則の認可に賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・ 全員挙手

(松元会長)

- ・ 全員賛成により「諮問どおりで支障なし」としたい。事務局は答申手続きを願いたい。
- ・ 以上をもって3号議案を終了としたい。
- ・ 次の4号議案は、群馬県第二種区画漁業権の漁場計画（案）についてである。内容を事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・ 資料4「群馬県第二種区画漁業の内水面漁場計画（案）」の説明を行う。

(松元会長)

- ・ 本件について、事務局から説明があったように、8月開催予定の公聴会を経て次の委員会で答申する予定である。何か意見や質問等あるか。

(委員)

- ・ 意見なし。

(松元会長)

- ・ それでは、特に意見が無いようなので、第二種区画漁業漁場計画（案）について県から諮問を受けたこととする。
- ・ 本日用意した議題は以上となりますが、その他、何かあるか。

(事務局)

- ・ 今まで遊漁規則の変更については、基本的に2月の漁場管理員会で行っていたが、12月の委員会においても変更申請ができる旨を漁協に周知したいと考えている。
- ・ 今まで2月に遊漁規則の変更申請が多かった理由は、漁協のほとんどが1月に定期総会を行う中で遊漁規則の変更について審議をしていたからである。そのため、漁協が12月の委員会で遊漁規則の変更をする場合は、臨時総会又は総代会を開催する必要がある。

(吉澤会長代理)

- ・ 前回、前々回の委員会において疑似おとりを使った遊漁が話題になったが、遊漁者の反応はどうか。

(事務局)

- ・ トラブルは特段聞いていない。
- ・ 群馬漁協は、疑似おとり専門のアユ釣り大会を開催し、遊漁者も増えているようだ。

(松田委員)

- ・ 身近な釣り人からトラブルは聞いていないが、群馬漁協管内では雑魚券の売り上げが減り、全魚券を購入する人が増えたと聞いている。（アユルアーでの釣りを宣伝したことで）収益が増加していると考えられる。

(吉澤会長代理)

- ・ 上州漁協はどうか。

(水島委員)

- ・ 上州漁協管内ではトラブルが見られたので、期間を設けて疑似おとりを使ったアユ釣りを認めている。

- ・ しかし、身軽な装備のできるの、今後は疑似おとりを使用する若い人が増え

てくると思う。

- ・最近、水温が上がるのが早いので、養殖場などからおとりアユを購入する人が少なくなるのではと思う。時期を見ながら判断していく必要がある。
 - ・色々な問題もあるので、最近アユ釣り自体が難しくなっていると感じている。
- (松元会長)
- ・他に無いようなのでこれで委員会を終了したい。

7 閉会

文章中の（）内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 _____

委員 _____

委員 _____